

付属設備機器等点検・保守業務特記仕様書

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の各付属設備機器等の点検・保守を別紙1-8-1~12の仕様に基づき行う。

第2 対象業務

- 1 温水洗浄便座点検・保守業務 (別紙1-8-1)
- 2 上水、中水滅菌装置点検・保守業務 (別紙1-8-2)
- 3 簡易発電機点検・保守業務 (別紙1-8-3)
- 4 トイレ洗浄殺菌装置等点検・保守業務 (別紙1-8-4)
- 5 絶縁保護具点検・保守業務 (別紙1-8-5)
- 6 うがい器点検・保守業務 (別紙1-8-6)
- 7 懸垂幕昇降装置点検・保守業務 (別紙1-8-7)
- 8 ゴンドラ設備点検・保守業務 (別紙1-8-8)
- 9 緑化かん水装置点検・保守業務 (別紙1-8-9)
- 10 照明制御設備点検・保守業務 (別紙1-8-10)
- 11 同時通訳・映像・音響設備点検・保守業務 (別紙1-8-11)
- 12 業務用冷蔵冷凍機器点検業務 (別紙1-8-12)

温水洗浄便座点検・保守業務特記仕様書

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の各トイレに設置されている温水洗浄便座の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、機器表<40>衛生器具類とする。
- 2 点検は、月1回とする。
- 3 点検は、下記のとおり、大便器温水洗浄便座の暖房機能、温水機能及び吐水機能に異常がないか点検する。
 - 1) 12月～3月：暖房機能、温水機能、吐水機能点検
 - 2) 4月～11月：吐水機能点検（暖房機能及び温水機能の停止状態確認含む）
- 4 大便器温水洗浄便座水温設定は全5段階のうち3段階に設定する。
- 5 点検は、閉庁日の作業を原則とする。
- 6 機器に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。
- 7 修理、部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。

上水、中水滅菌装置点検・保守業務特記仕様書

43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館及び別館水槽室等に設置されている上水、中水滅菌装置の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 点検は、日1回とする。
- 3 点検時に薬液注入装置タンク内の薬剤残量が不足している場合は補給する。
- 4 7日に1回遊離残留塩素濃度を測定し、結果に基づき適切な薬剤の吐出量に調整する。
- 5 機器に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。
- 6 修理、部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。

【日常点検・保守項目】

項目	内容
薬液注入装置点検	・薬液タンクの液量を点検し、不足している場合は、補給する。
	・タンク内に沈殿物が溜まったり、薬液が白濁するなどの異常がないか確認する。
	・液質の劣化があればタンク内を洗浄して新しい薬液と全量交換する。 ・継手部などから液漏れがないか点検する。液漏れがある場合は、増し締めを行う。
薬液ポンプ点検	・薬液が正常に揚液されているか点検する。
	・騒音、振動に異常が無い点検する。
	・各部接合部及び配管類から薬液漏れやエアの吸い込みが無いかを点検する。

注) 上水用の薬剤(次亜塩素酸ナトリウム(12%特級)溶液)は、年間約40kg
中水用の薬剤(次亜塩素酸ナトリウム6%溶液)は、年間約1,000kgとし、業務実施者が用意するものとする。

第3 機器仕様

1. 上水用

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 残留塩素濃度管理システム | 計1台 |
| (1) 薬液注入装置 | PTU-25 |
| (2) 循環攪拌ポンプ | PSS-405-0.75 (株)川本製作所 |
| (3) 薬液タンクユニット | CLPZD-30R (株)タクミナ |
| (4) 設置場所 | 本館地下3階水槽室 |

73	2. 中水用			
74	(1) 薬液注入装置	本館	サワコン SY-1P-C (2台)	東西化学産業株式会社
75		別館	サワコン SY-2P-C (1台)	東西化学産業株式会社
76	(2) 薬注ポンプ	本館	TS-T11F-VC (2台)	東西化学産業株式会社
77		別館	TS-T11F-VC (2台)	東西化学産業株式会社
78	(3) 設置場所	本館 18階水槽置場・13階中間水槽室、別館 PH1階水槽・冷却塔置場		
79				
80				
81				

簡易発電機点検・保守業務特記仕様書

82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館に保管されている非常用簡易発電機の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 点検は、日常点検を月2回、定期点検を3年に1回（令和7年度、令和10年度）実施する。
- 3 ガソリンは、支給品とする。
- 4 修理、部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。

【日常点検項目】

項目	内容
外見点検	・異常が無いことを目視にて確認する。
作動点検	・30分程度運転し異常が無いか確認する。

【定期点検項目】

項目	使用部品・油脂
エアークリーナー交換	エアークリーナーエレメント
アフターフィルター交換	アフターフィルター
スパークプラグ交換	スパークプラグ
エンジンオイル交換	エンジンオイル
バッテリー交換	バッテリー
キャブレターオーバーホール	—
フューエルタンク分解整備	
負荷試験及び各部点検整備	

第3 機器仕様

- 1 発電機機種 発動発電機（EU28is） 計2台（本田技研工業株式会社）
- 2 保管場所 本館1階 倉庫（1-1）

トイレ洗浄殺菌装置等点検・保守業務特記仕様書

106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144

第1 業務内容

- 1 経済産業省総合庁舎の便所において、洗浄殺菌装置、消臭装置、自動開閉式汚物回収ボックスの取付・交換・点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 洗浄殺菌装置
 - (1) 洗浄殺菌装置及び薬剤等の取付・交換・点検・保守は、年6回とする。
 - (2) 洗浄殺菌装置はレンタル品とし、業務期間終了時に取り外し、現状復旧とする。
 - (3) 排水状況の点検及びスケール付着状況確認を年6回行う。
 - (4) 薬剤等の濃度測定、記録、分析を年1回行う。
 - (5) 洗浄水量及び洗浄間隔について調整を行う。
- 3 消臭装置及び自動開閉式汚物回収ボックス
 - (1) 消臭装置の交換・点検・保守は、年6回とする。
 - (2) 自動開閉式汚物回収ボックスの交換・点検・保守は、年12回とする。
 - (3) 消臭装置及び自動開閉式汚物回収ボックスはレンタル品とし、業務期間終了時に取り外し、現状復旧とする。
- 4 機器に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。

第3 機器仕様

- 1 洗浄殺菌装置
 - (1) 衛生器具用給水装置二次側給水管に設置できること。
 - (2) 再生水専用（中水）とする。
 - (3) 芳香すること。ただし、一体であることを問わない。
 - (4) 十分な薬剤の供給が可能な容量を確保し、衛生陶器内部全面に殺菌効果を発揮できる能力を有すること。
- 2 消臭装置
 - (1) 自動式で壁面に設置できること。
 - (2) 芳香すること。
- 3 自動開閉式汚物回収ボックス
 - (1) 便所ブース内に設置できること。
 - (2) 非接触で自動開閉が可能なものとする。
 - (3) 感知距離は、約50～150mmとする。
 - (4) 容量は約30Lとする。

- 145 4 薬剤・芳香剤
- 146 (1) 使用する薬剤・芳香剤は、毒物及び劇物取締法及び化学物質の審査及び製造等の規制に
147 関する法律に定める安全性基準に適合していること。
- 148 なお、芳香剤は、国際香料協会の技術諮問委員会の安全性基準に適合していること。
- 149 (2) 薬剤は、水質、水温等の変化に影響されない液体を使用すること。また、使用回数に対
150 応した品質、性能を有すること。
- 151 (3) 薬剤は、大腸菌、黄色ブドウ球菌等の菌に対し殺菌効力の持続性があること。
- 152 (4) 薬剤は中性を使用すること。
- 153 (5) 使用する薬剤・芳香剤については、製品安全データシート等を業務計画書に添付し、厚
154 生企画室に提出する。また、使用する薬剤・芳香剤の製造者が規定する取り扱い方法に従
155 うこと。
- 156 なお、事前に製品安全データシート等の提出のない薬剤・芳香剤については使用しては
157 ならない。
- 158 5 洗浄殺菌装置の設置場所は次による。
- 159 (1) 本館 11 階（会議室 11-1 付室 2）
- 160 (2) 本館 11 階（事務室 11-8 付室 2）
- 161 (3) 本館 11 階（事務室 11-13 付室 2）
- 162 (4) 本館 11 階（事務室 11-14 付室 2）
- 163 (5) 本館 12 階（事務室 12-5 付室 2）
- 164 (6) 本館 12 階（事務室 12-6 付室 2）
- 165

166 6 消臭装置及び自動開閉式汚物回収ボックスの設置場所は以下による。

167 本館便所 消臭装置及び自動開閉式汚物回収ボックス

	消臭装置			自動開閉式汚物回収ボックス	
	男子便所	女子便所	多目的便所	女子便所	多目的便所
17階	2	2	1	4	1
16階	2	2	1	4	1
15階	2	2	1	4	1
14階	2	2	1	4	1
13階	2	2	1	4	1
12階	2	2	1	4	1
11階	2	2	1	3	1
10階	2	2	1	4	1
9階	2	2	1	4	1
8階	2	2	1	4	1
7階	2	2	1	4	1
6階	2	2	1	4	1
5階	2	2	1	4	1
4階	2	2	1	4	1
3階	2	2	1	4	1
2階	2	2	1	4	1
1階	2	2	2	2	2
地下1階	2	2	1	4	1
地下2階	2	2	1	2	1
計	38	38	20	71	20

168

169 別館便所 消臭装置及び自動開閉式汚物回収ボックス

	消臭装置			自動開閉式汚物回収ボックス	
	男子便所	女子便所	多目的便所	女子便所	多目的便所
11階	各1	各1	1	各2	1
10階	各1	各1	1	各2	1
9階	各1	各1	1	各2	1
8階	各1	各1	1	各2	1
7階	各1	各1	1	各2	1
6階	各1	各1	1	各2	1
5階	各1	各1	1	各2	1
4階	各1	各1	1	各2	1
3階	各1	各1	1	各2	1
2階	各1	各1	1	各2	1
1階	各1	各1	1	各2	1
地下1階	各1	各1	1	各2	1
計	36	36	12	72	12

170 注) 別館の男子便所、女子便所は各階3か所とする。

171

172

絶縁保護具点検・保守業務特記仕様書

173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の保守用絶縁防護具について人事院規則及び関係法令に基づいた点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 絶縁保護具の性能検査は、6カ月ごととする。
- 3 「第3 機器仕様」の検査期間中は代用品として電気安全帽、電気用ゴム手袋、電気用ゴム長靴について、各1組を貸与すること。
- 4 絶縁保護具の検査は、関係法令等に基づきひび割れ、破損等損傷の有無、検電性能、絶縁及び耐圧試験等の検査を完備された試験装置により行う。
また、検査済み絶縁保護具には、検査日を記入したラベルを添付すること。
- 5 経済産業省敷地外で検査を行う場合は、経済産業省構内で引き渡しを行い、当日中に、検査を終えて返納すること。
- 6 業務報告書として人事院規則に定められた定期検査の結果の記録を作成すること。
- 7 業務報告書は記録帳簿書類として保管する。

第3 機器仕様

(1) 絶縁保護具一覧

品名	規格	保護具ナンバー	別館	本館	計
電気安全帽	7KV	1-1, 1-2	1	1	2個
電気用ゴム手袋	7KV	2-1, 2-2	2	0	2双
電気用ゴム手袋	600V	9-1, 9-2	1	1	2双
電気用ゴム長靴	7KV	3-1, 3-2	1	1	2足
絶縁シート	600V	4-1~4-4	2	2	4枚
接地用具	22KV	6-1, 6-2	2	0	2組
接地用具	7KV	6-3, 6-4	0	2	2組
フック棒	20KV	7-1~5	4	1	5本
フック棒	10KV	7-6, 7-7, 7-8	1	2	3本
検電器	34.5KV	8-1, 8-2	2	0	2本
検電器	600V/7KV	8-11~8-15	3	2	5本

うがい器点検・保守業務特記仕様書

198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館及び別館に設置されているうがい器の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、機器表<4 3>うがい器とする。
- 2 フロン排出抑制法に基づく簡易点検は、3カ月に1回以上とする。その他の点検・保守は、月1回とする。
- 3 機器に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。
- 4 修理、部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。

【点検・保守項目】

点検項目	点検内容
動作チェック (冷水機能が有る場合)	ノズルに口がつかない程度に据える高さ～排水栓に届く範囲内に吐出していることを確認する。
	うがい水及び冷水が、動作後、止まる事を確認する。
	洗浄水が、シンクから溢れない事を確認する。
	洗浄水が、動作後、止まる事を確認する。
	うがい水の濃度が、適切であることを確認する。
	天板に水が滞留する事無く、排水されることを確認する。
	機械内外部に手で触れ、水漏れや水漏れ跡が無いことを確認する。
	コンセント及び電源プラグに埃が堆積していないことを確認する。
	配線に傷等が無いことを確認する。
	バッテリーランプが点滅・点灯していないことを確認する。
	EMPTYランプが点滅することを確認する。
	放熱グリル(吸込み口)凝縮器フィンに埃が堆積していないことを確認する。
フロン排出抑制法に基づく簡易点検を行う。	
動作チェック (冷水機能が無い場合)	機器の動作状態を確認する。
	薬液の濃度及び吐出量を調整する。
	洗浄水の水量を調整する。
薬液チェック	薬液残量を確認し、必要に応じて薬液を補充する。
清掃	うがい器本体内部及び外部を清掃する。

注) 薬液(うがい薬)は、年間約1,500Lとし、業務実施者が用意するものとする。

213
214
215
216
217

懸垂幕昇降装置点検・保守業務特記仕様書

218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館外壁及び別館外壁に設置されている懸垂幕昇降装置の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 点検の回数は、年1回とし、点検時期は厚生企画室の担当と協議すること。
- 3 点検・保守作業は、本館別館共、既設ゴンドラを使用することができる。
- 4 機器に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。
- 5 修理、部品交換が必要な場合は、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に報告する。

第3 機器仕様

1 懸垂幕昇降装置仕様及び数量表

建 物 (設置場所)	仕 様	数 量	製 造 所
本館 (北側、南側外壁)	<ul style="list-style-type: none"> ・電動式、下操作 ・ステンレス製 ・ガイドレール寸法：H32,000×W2,400 ・懸垂幕寸法：H25,000×W2,200 	2基	(株)東京タカラ商会
別館 (北側外壁)	<ul style="list-style-type: none"> ・電動式、下操作 ・アルミニウム製 ・ガイドレール寸法：H32,900×W2,400 ・懸垂幕寸法：H25,000×W2,200 	2基	(株)東京タカラ商会

235
236

2 懸垂幕昇降装置点検表

No.	点検項目	No.	点検項目
1	巻上機カバーBOX	12	スイッチBOX
2	ドラム	13	二次配線コード
3	滑車	14	モーター部
4	シャフト	15	減速器
5	軸受	16	リミッター
6	台座	17	ガイドレール
7	チェーン	18	ブラケット
8	ワイヤー	19	ガイドパイプ
9	クリップ	20	目板
10	上部滑車	21	下部滑車
11	ストッパー	22	各種ボルト・ナット

237

ゴンドラ設備点検・保守業務特記仕様書

238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館屋上及び別館屋上に設置されているゴンドラ設備の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 定期検査は、年2回とし、検査時期は厚生企画室の担当と協議すること。
- 3 性能検査は、年1回（本館4月、別館11月）とする。
- 4 定期検査及び性能検査は、ゴンドラ安全規則、ゴンドラの定期自主検査指針、人事院規則10-4 第32条、人事院規則10-4 の運用について及び関係法令に基づき行うものとする。
 なお、性能検査は、労働安全衛生法第41条第2項に規定する登録性能検査機関に依頼して実施するものとし、性能検査にかかる費用は業務実施者の負担とする。
- 5 検査結果は、人事院指定の様式（人事院様式462）により作成し、業務報告書として、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に提出する。
- 6 ゴンドラの異常、事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を行うこと。
- 7 修理、部品交換が必要な場合は、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に報告する。
- 8 点検項目（本館・別館共通）は、以下のとおりとする。

項目	内容
巻上機関係	<ul style="list-style-type: none"> ・モーター、減速機、モーターブレーキ、メカニカルブレーキの作動。 ・ワイヤロープ端末の取付、ドラムのワイヤの巻き状態及び損傷。 ・ホイスト又は減速機の軸受取付部のチェック。
俯仰関係	<ul style="list-style-type: none"> ・モーター、減速機の異音のチェック、モーター部の作動。 ・スクリュージャッキの給油、チェーンの作動状態及び給油。 ・ベベルギヤ等の回転部の給油、リミットスイッチの作動状態。
走行関係	<ul style="list-style-type: none"> ・モーター、減速装置の異音、減速機の油量、走行の状態及び異音等。 ・タイヤの摩耗、軸受、チェーン、伝動装置の給油。 ・車輪旋回装置、ハンドル、リンクの作動状態。
アーム	<ul style="list-style-type: none"> ・アームブラケット支持ボルトのチェック、シープの回転状態及び給油。 ・各軸受の給油。
台車カバー	<ul style="list-style-type: none"> ・カバービスの取付、損傷等ヒンジ止金具のチェック、ゲージ傾斜の調整。
パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤロープ端末、クッションゴム損傷のチェック、下限リミットの作動状態。
電気関係	<ul style="list-style-type: none"> ・給電用、操作用キャプタイヤ、リミットスイッチ用キャプタイヤの損傷チェック。 ・各電源開閉器等各部の絶縁抵抗のチェック。

259
260
261
262

263 第3 機器仕様

264 1 本館

区分	仕様	備考	
設置年月	2014/6	【製造所】日本ビソー株式会社	
型式	HHF-800ARS		
積載荷重	600kg		
ゴンドラゲージ	8,000mm× 800mm		
台車寸法	4,200mm× 2,200mm		
アーム長	3.6m		
昇降揚程	77m		
区分	速度	電動機	ブレーキ方式
昇降	10.0m/min	5.5 KW	電動ブレーキ メカニカルブレーキ
フ仰	1.2m/min	2.2 KW	電磁ブレーキ
走行	8.0m/min	0.75 KW× 2	
ワイヤロープ	JIS, G3525-18号 C種(6XF129) 10mm× 4本吊り		
電源	AC 3P 400V 50HZ		
走行レール	I - 300mm× 150mm× 10mm		

265

266 2 別館

区分	仕様	備考	
設置年月	2022/9	【製造所】サンセイ株式会社	
形式	JKH200		
積載荷重	200kg		
ゴンドラゲージ	1,650mm× 650mm		
台車寸法	2,500mm× 1,200mm		
アーム長	4.0m		
昇降揚程	50m		
区分	速度	電動機	ブレーキ方式
昇降	8.3m/min	1.5 KW	電磁ブレーキ
フ仰	1.3m/min	0.4 KW	電磁ブレーキ
走行	8.3m/min	0.4 KW× 2	電磁ブレーキ
ワイヤロープ	8mm× 2本吊り		
電源	3相 200V 50HZ		
走行レール	I - 250mm× 125mm× 9mm		

267

268

269

緑化灌水装置点検・保守業務特記仕様書

270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の別館屋上に設置されている緑化灌水装置の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 定期点検は、年1回とする。
- 3 日常点検・保守を行う。
- 4 修理、部品交換が必要な場合は、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に報告する。
- 5 維持管理は、「経済産業省総合庁舎別館 スクエアターフ Rain77 総合マニュアル」による。
- 6 定期点検の内容は、以下のとおりとする。

項目	内容
自動灌水コントローラ	灌水プログラムの設定確認
灌水パイプ	灌水パイプの吐水量計測による性能低下の判断
センサー式コントローラ	バックアップ電源残量確認
貯水トレイ	割れ等
土壌コンテナ	割れ等
ウッドデッキ	割れ、ネジ・ボルトのゆるみ、破損等

- 7 日常点検・保守の内容及び周期は以下のとおりとする。

項目	内容	周期
自動灌水コントローラ	コントローラボックス、支線電磁バルブ、流量計、ストレナ、逆止弁等の損傷の有無及び作動状態	3 M
	コントロールパネルのカレンダー等表示	3 M
	エラーが発生した場合、マニュアルにより対処	3 M
	停電が発生した場合、電気復旧後に正常に動作しているかを確認	停電時
	かん水状態	3 M
ウッドデッキ	割れ、ネジ・ボルトのゆるみ、破損等	3 M

第3 機器仕様

- 1 設置場所：別館屋上
- 2 設置面積：1,208 m²
- 3 緑化種類：芝生及び地被類
- 4 製造所（製品名）：共同カイツック株式会社（スクエアターフ Rain77）

照明制御設備点検・保守業務特記仕様書

294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の照明制御設備の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 定期点検は、年1回とする。
- 3 点検中に不良箇所が見つかった場合は、その都度、厚生企画室に報告し、協議する。
- 4 部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。
- 5 機器に障害が発生した場合は、厚生企画室に報告し速やかに処置すること。
- 6 軽微な人感・照度センサー及びタイマーによる消灯等の設定変更を行う。

333

334 第3 機器仕様

335 本館照明制御装置：パナソニック Free Fit (センター装置1台、リモート盤17系統)

点検対象機器	点検仕様	保守点検作業内容	点検回数
照明制御装置 本体・LCD キーボード・マウス	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・個別発停操作 LCD画面より操作し、動作を確認 ・設定変更操作 スケジュール、グループ等の設定変更・動作確認 ・キー操作、マウス操作確認 ・清掃、増し締め ・最新データ採集 ・冷却ファン清掃 	年1回
コントローラ 電源部	構造外観	<ul style="list-style-type: none"> ・内部清掃 ・各種ハーネス接続確認 ・電池のコネクタ接続確認 ・端子部の増し締め ・ネットワークケーブルの接続確認 	年1回
	電源電圧	<ul style="list-style-type: none"> ・1次供給電源の電圧測定 ・2次電源の電圧測定 中央処理装置用 5V 伝送信号用 24V 	
	基本動作	<ul style="list-style-type: none"> ・通電ランプの点灯 ・動作表示ランプの点滅 ・ネットワーク経由の操作時の動作確認 	
機能点検	機能点検	<ul style="list-style-type: none"> ・日報、月報処理確認 ・警報履歴確認 主にシステム異常の確認 ・データ管理 主に集中検針データ確認 ・最新データ保存 I/Oデータ・設定データ ・ネットワーク設定データの保存 	年1回
UPS装置	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、増し締め ・充電電圧測定 ・停電時動作確認 	年1回
プリンター類	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、増し締め ・電源測定 ・動作確認 	年1回

336

点検対象機器	点検仕様	保守点検作業内容	点検回数
照明制御装置 本体・LCD キーボード・マウス	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・個別発停操作 LCD画面より操作し、動作を確認 ・設定変更操作 スケジュール、グループ等の設定変更・動作確認 ・キー操作、マウス操作確認 ・清掃、増し締め ・最新データ採集 ・冷却ファン清掃 	年1回
コントローラ 電源部	構造外観	<ul style="list-style-type: none"> ・内部清掃 ・各種ハーネス接続確認 ・電池のコネクタ接続確認 ・端子部の増し締め ・ネットワークケーブルの接続確認 	年1回
	電源電圧	<ul style="list-style-type: none"> ・1次供給電源の電圧測定 ・2次電源の電圧測定 中央処理装置用 5V 伝送信号用 24V 	
	基本動作	<ul style="list-style-type: none"> ・通電ランプの点灯 ・動作表示ランプの点滅 ・ネットワーク経由の操作時の動作確認 	
機能点検	機能点検	<ul style="list-style-type: none"> ・日報、月報処理確認 ・警報履歴確認 主にシステム異常の確認 ・データ管理 主に集中検針データ確認 ・最新データ保存 I/Oデータ・設定データ ・ネットワーク設定データの保存 	年1回
UPS装置	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、増し締め ・充電電圧測定 ・停電時動作確認 	年1回

338

339

同時通訳・映像・音響設備点検・保守業務特記仕様書

340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378

第1 業務内容

- 1 経済産業省総合庁舎の本館17階会議室(17-3)に設置されている同時通訳・映像・音響設備の点検・保守を行う。
- 2 経済産業省総合庁舎の本館17階会議室(17-1, 17-2, 17-4)及び会議室(17-5, 17-6, 17-7)並びに本館地下2階講堂(2-1~2-2)に設置されている映像・音響設備の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、機器表<22> 同時通訳・映像・音響設備とする。
- 2 同時通訳・映像・音響設備の点検・保守は、以下のとおりとする。
 - (1) 本館17階各会議室の同時通訳・映像・音響設備定期点検及び、本館地下2階講堂の映像・音響設備定期点検を、年1回行う。
 - (2) 本館17階各会議室の同時通訳・映像・音響設備の簡易動作確認点検及び本館地下2階講堂の映像・音響設備の簡易動作確認点検並びに本館2階会議室の音響設備定期点検を2ヶ月に1回行う。
- 3 機器に障害が発生した場合は、厚生企画室に報告し速やかに処置すること。
- 4 部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。なお、ヒューズ・ランプ等の消耗部品類の交換を要する場合は、業務実施者の負担とするものとする。
- 5 点検、測定が終了した時は、種別毎の点検表又は試験成績表を作成し、業務報告書とする。
- 6 定期点検
 - (1) 清掃等
 - 各機器・装置、接続盤等コンセント類、機器室等内での機器類清掃、付属品の整理整頓
 - (2) 外観点検
 - ア 各機器数量確認及び、支持固定・取付け状態
 - イ 異音・損傷等の状態
 - ウ 各表示(文字の印刷等)銘板の脱落の確認
 - (3) 機能点検
 - ア 各回路の電氣的動作確認及び各種制御機能点検
 - イ 送信、受信などの安定度、基本動作の通信機能点検
 - ウ 音量、音質の拡声機能点検
 - エ 各スイッチの切替え・調整器の動作及び表示灯の点灯状態点検
 - オ 映像画像、画質の表示機能点検
 - カ 配線接続部、端子台、コネクタ部等のゆるみ等の確認点検
 - キ コード接続部の導通、接続の確認点検
 - ク 各入出力回路の機能点検

- 379 ケ 各消耗部品、摩耗度の確認
- 380 7 簡易動作確認点検（機能点検）
- 381 ア 各機器数量確認及び、支持固定・取付け状態
- 382 イ 各回路の電氣的動作確認及び各種制御動作機能点検
- 383 ウ 各スイッチの切替え・調整器等の設定状態の確認
- 384
- 385

386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402

業務用冷蔵冷凍機器点検業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎に設置されているフロン排出抑制法に規定する第一種特定製品である業務用冷蔵機器及び冷凍機器について点検を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、機器表<4 1>冷蔵冷凍機器とする。
- 2 フロン排出抑制法に基づき、3 カ月に1 回以上簡易点検を行う。